

第 9 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和3年9月16日(木)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・14 宮本 政春・15 守山 孝之・16 中谷 秀也
17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭・22 中野 たつ子
24 前田 孝幸

以上9名

欠席委員 7 森 哲也

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 勝田事務局長・野村事務局次長・増田主査

総合支所 久居：若松主査 一志：柴山担当副主幹
白山：瀬田担当主幹 美杉：東山担当副主幹

議事録署名者 22 中野 たつ子・24 前田 孝幸

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(使用貸借)
報告第6号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第5号 非農地証明願いについて
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長 それでは、第9回第2農地部会を開会いたします。
 なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。
 本日の欠席は、7 森 哲也委員の1名で出席委員数は9名でございます。
 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 22番 中野 たつ子委員、24番 前田 孝幸委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
 それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。

事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から3で、件数は3件、合計面積は田が8,929㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

 2ページから4ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1から3で、件数は3件、合計面積は23,190.61㎡で、その内訳は田が15,649㎡、畑が6,541.61㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

 5ページをお願いいたします。
 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。
 番号1、進入用道路
 番号2、貸駐車場用地
 でございます。
 以上、件数は2件、合計面積は359㎡で、その内訳は田が148㎡、畑が211㎡でございます。

 6ページをお願いいたします。
 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。
 番号1から2、宅地開発
 番号3、地造成
 番号4、宅地分譲
 番号5、長屋住宅用地

でございます。

以上、件数は5件、合計面積は5, 259. 28㎡で、その内訳は田が2, 518㎡、畑が2, 371㎡、その他が宅地で370. 28㎡でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1、一般個人住宅用地

でございます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で344㎡でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第6号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者 _____、申請地は畑で、取得年月日は平成13年4月1日でございます。

以上の案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

以上、件数は1件、合計面積は畑で165㎡でございます。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の9ページから10ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 栗葉、受人 _____、面積 46, 231㎡、渡人 _____、面積 2, 690㎡、申請地 稲葉町稲里_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 65㎡ 外1筆、合計面積 355㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から、耕作利便のよい申請地を譲り受けるものです。

番号2、地区 大井、受人 _____、面積 6, 049㎡、渡人 _____、面積 1, 696㎡、申請地 一志町大仰六反_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 316㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 川上、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____、面積 4, 062. 61㎡、申請地 美杉町川上柳井谷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 99㎡ 外5筆、合計面積 1, 690㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、空き家取得に伴い新規営農するものです。

番号4、地区 下多気、受人 _____、面積 2,034㎡、渡人 _____、面積 1,636㎡、申請地 美杉町下多気下之世古_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 269㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 下多気、受人 _____、面積 2,034㎡、渡人 _____、面積 2,300㎡、申請地 美杉町下多気下之世古_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 220㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 下多気、受人 _____、面積 2,034㎡、渡人 _____、面積 2,650.30㎡、申請地 美杉町下多気耕作_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 15㎡ 外1筆、合計面積 241㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 下多気、受人 _____、面積 2,034㎡、渡人 _____、面積 2,770㎡、申請地 美杉町下多気耕作_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 551㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区 下多気、受人 _____、面積 2,034㎡、渡人 _____、面積 4,421㎡、申請地 美杉町下多気耕作_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 292㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区 下之川、受人 _____、面積 2,034㎡、渡人 _____、面積 42㎡、申請地 美杉町下之川大作_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 42㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は9件、合計面積は3,976㎡で、その内訳は田が2,370㎡、畑が1,606㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
番号1、地区 栗葉、お願いします。

事務局 久居事務局です。9月10日、森委員、地元推進委員、事務局で現地確認を行いました。場所は_____から道を挟んで東側の所。譲受人は今回取得しようとしている土地の直ぐ南側に自宅があり、特に問題ないと森委員から聞いておりますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。次ぎ、2番お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。10日に守山会長と地元推進委員立ち会いで確認をしてきました。場所は_____から東へ200メートルぐらいの所。事務局の説明通り何ら問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。3番から9番まで。

結城委員 18番、結城です。3番から9番まで通して説明します。まず、3番の川上について、10日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。遠方に居住しているため耕作が困難で売却したいということです。受人は田舎暮らしを希望しており、中古住宅を購入して耕作したいということでございます。4番から8番までは同じ受人で、10日に地元推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。譲渡人は遠方にいるため管理ができない、売却したい。受人は営農拡大したい。ワラビを作る。獣害対策は網を張って対策するといひます。

9番の下之川については、地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人は遠方で管理ができない。受人は農地として購入したい。同じ下之川の人でございます。以上です。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 久居北口町洗ヶ瀬_____、
台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 340㎡。

これにつきましては、申請地を、貸駐車場用地とするものです。隣地の原野2筆と一体利用するもので、主な貸出先は、申請地向かいにある法人です。

昭和46年ごろから前所有者が資材置場として利用し、令和2年より申請者が貸駐車場として利用開始した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大井、申請者 _____、申請地 一志町大仰屋敷山_____、
台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 614㎡ 外1筆、合計面積 878㎡。

これにつきましては、申請地を植林とするものです。

平成元年ごろ、周囲の山林による耕作不便のため植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 波瀬、申請者 _____、申請地 一志町波瀬大久保_____、
台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 568㎡。

これにつきましては、申請地を植林とするものです。

平成12年に、桜の苗木を植樹し、以降、山林化した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 三多気、申請者 _____、申請地 美杉町三多気家ノ前_____、
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 390㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

相続する以前、昭和35年ごろまでに、申請者の兄が納屋、住宅を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は2,176㎡で、その内訳は田が340㎡、畑が1,836㎡でございます。

これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、

許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1 番、お願いします。

田口委員 6 番、田口です。10日に現場を見て参りました詳細は事務局の説明通りです。場所は_____の信号の近くでございます。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 2 番、お願いします。

宮本委員 14 番、宮本です。10日に守山会長と地元推進委員、事務局とで現地を確認してきました。畑の面影はなく、隣の木とどっちが大きいかというぐらい大きくなってしまっていて、畑の面影は全く無い。事務局の説明通りです。3 番波瀬も同じ日に行きました。集落の裏側にあたることで、すでに桜の木がすごく大きくなっていました。事務局の説明通りです。

議 長 4 番お願いします。

結城委員 18 番、結城です。4 番について説明します。10日に地元推進委員と事務局で現地を確認しました。始末書や写真が添付されており、事務局の説明通りです。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページから14ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移

転) でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居野村町小膳田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 207 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

受人が個人事業で使用する作業用足場などの資材置場として利用する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 稲葉町北出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 62 m² 外1筆、合計面積 871 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、401.30 m²、パネルの設置率は、転用面積の46.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町北出_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 816 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、398.80 m²、パネルの設置率は、転用面積の48.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 大井、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町井生中世古_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,127 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、444.80 m²、パネルの設置率は、転用面積の40.0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 波瀬、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 一志町波瀬会下_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,041 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、518.20 m²、パネルの設置率は、転用面積の49.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 波瀬、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬会下_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 047 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、459.70 m²、パネルの設置率は、転用面積の43.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 波瀬、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬会下_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 576 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、513.76 m²、パネル自体の影回避およびメンテナンススペースを確保することから、パネルの設置率は、転用面積の32.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 波瀬、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 一志町波瀬会下_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 836 m² 外1筆、合計面積 1, 331 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、527.28 m²、隣地原野と一体利用することから、パネルの設置率は、転用面積の39.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 波瀬、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬会下_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 23 m² 外1筆、合計面積 1, 275 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、464.75 m²、パネル自体の影回避およびメンテナンススペースを確保するため、パネルの設置率は、転用面積の36.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 波瀬、受人 _____ 合同会社 代表社員 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 一志町波瀬川原出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 198 m² 外1筆、合計面積 525 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、287.70 m²、パネルの設置率は、転用面積の54.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町片野内山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 350㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地、駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 高岡、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町高野屋敷田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 660㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

現在、市の指導要綱に基づく協議中であるため、確認され次第、農地部会審議後に同時許可となる予定です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 家城、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町藤里東_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 168㎡ 外1筆、合計面積 409㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、444.76㎡、パネルの設置率は、一体利用地を含め、転用面積の43.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 家城、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 白山町南家城町田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,402㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、399.36㎡、メンテナンススペースを確保するため、パネルの設置率は、転用面積の28.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 八知、受人 _____ 合同会社 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八知山神川原_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 489㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、336.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の68.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 八知、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外2名、申請地 美杉町八知上廣口_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 309㎡ 外4筆、合計面積 1,743㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光

発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、517.44㎡、日照不良となる箇所を回避するため、パネルの設置率は、転用面積の29.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 川上、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町川上柳井谷_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 112㎡ 外7筆、合計面積 1,624.61㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を植林とするものです。

渡人の父親が竹林化・山林化させた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 奥津、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 美杉町奥津大上庵_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 770㎡ 外1筆、合計面積 1,265㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、507.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 奥津、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 美杉町奥津羽根田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 730㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、409.70㎡、パネルの設置率は、転用面積の56.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は19件、合計面積は18,488.61㎡で、その内訳は田が10,731㎡、畑が7,757.61㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1番。

田口委員 6番、田口です。10日に諸戸部会長と地元推進委員と事務局で見て参りま

した。事務局の説明通りです。何ら問題ないと思います。

議長 2番、3番お願いします。

事務局 久居事務局です。2番、3番は隣接しておりますのでまとめて説明させていただきます。10日に森委員と地元推進委員と事務局とで現地確認を行いました。場所は稲葉町の_____から南西へ50メートルほど行った所です。太陽光発電施設用地として使用するというので、隣地説明も済んでいて、除草も定期的にするということで特に問題ないと森委員から聞いております。以上です。

議長 ありがとうございます。
4番から10番お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。10日に守山会長と前田委員、地元推進委員、事務局と現地を確認してきました。4番の場所は_____の中で、何も問題ないと思います。5番から9番までは波瀬の会下という所で、現地を地元推進委員とともに確認しましたが、すでにこの地区は何度か行きて、大方、太陽光になるような地区になりました。問題ないと思います。10番は同じく地元推進委員、事務局と確認したのですが、これも、両隣が太陽光になっているところで、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。11番、12番。

前田委員 24番、前田です。9月10日に会長と宮本委員、地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。周囲は全て住宅地で、事務局の説明通り問題ないと思います。12番も9月10日に宮本委員、地元推進委員、事務局で現地を確認して参りました。一般個人住宅用地ということで、周辺全て住宅地になっております。事務局の説明通り問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
13番、14番。

西森委員 17番、西森です。10番は、9月10日に中谷委員、西森両委員、地元推進委員、白山総合支所の担当者と現場を見て参りました。場所は_____の前の通りの西の角で、雑種地のような状況です。何ら問題がないと思います。14番ですが、10日に中谷委員、西森両委員、地元推進委員、白山総合支所の担当者と現場を見て参りました。場所はJR名松線の_____から美杉方向に300メートルほど行った所の踏切を渡った所、_____の裏、西側です。もういくつか太陽光ができていますので問題ないと思います。以上です。

議長 15番、16番お願いします。

結城委員 18番、結城です。15番、16番同じです。10日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人から受人に所有権移転し、受人が太陽光発

電設備を設置したいということです。17番川上も同じ日に地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。渡人は遠方に住んでおり、管理が困難なため、宅地建物とともに売買を行い、受人が購入するというものです。写真、始末書、全ての書類が添付されているということなので問題はなかろうと思います。18番奥津については、地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。これも太陽光発電施設を設置したいということです。19番も同じ太陽光ですので詳細は同じことと思います。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借人 _____ 外1名、貸人 _____、申請地 戸木町卯ノ花_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 332㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 稲葉町稲葉垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 73㎡ 外3筆、合計面積 345㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地、進入路用地とするものです。

現地確認の際、隣接する一体利用地である宅地に住宅建築が始まっていることを確認し、一部分が今回の申請地にかかっている旨の始末書の提出がありました。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は677㎡で、その内訳は田が332㎡、畑が

345㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、久居お願いします。

田口委員 6番、田口です。10日に現地確認いたしました。場所は_____の東100メートルぐらいの所です。親子関係ということです。事務局の説明通りです。よろしくお願いします。

議 長 2番、栗葉。

事務局 久居事務局です。10日に森委員、地元推進委員と事務局とで現地確認を行いました。居宅として使用する計画で、特に問題ないと森委員から聞かせていただいております。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 非農地証明願いについて、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページをご覧ください。
議案第5号 非農地証明願いについて、でございます。

番号1、地区 波瀬、願出者 _____、申請地 一志町波瀬大久保 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 254㎡。

これにつきましては、家屋登記事項証明書および固定資産税課税明細書により、申請地に大正8年ごろより住宅敷地として利用し、以降現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 川口、願出者 _____、申請地 白山町川口大角前_____
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 165㎡。

これにつきましては、固定資産税課税証明書により、申請地に昭和59年より
住宅用地として利用し、以降現在に至ることが確認できることから、申請地
は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事
務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の
証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は2件、合計面積は畑で419㎡でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺いしたいと思いま
す。
1番お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。10日に、守山会長、前田委員、地元推進委員、事務局
と立ち会いしてきました。もう家が建っておりまして、どこが農地か分からな
い状態です。空き家状態ですが、そんなに荒れてはいないようです。事務局の
説明通り問題ないと思います。

議 長 2番お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。10日に西森、中谷両委員、地元推進委員、白山総合支
所の担当者と確認して参りました。場所は_____の南の信号交差点から西へ
100メートルほどの所。事務局説明通りで何ら問題ないと思いますので、よ
ろしくお願いします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思いま
す。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号につ
いて、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については証明することに決定し
たいと思います。

次に別冊でお配りしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の
規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で12,450㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5,920㎡、契約件数は9件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で3,925㎡、畑の使用貸借で261㎡、契約件数は2件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借で1,367㎡、畑の使用貸借で416㎡、契約件数は2件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借で1,367㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて18,909㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて6,597㎡、合計契約件数は14件、合計面積は25,506㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区5件、一志地区1件、美杉地区1件で、合計7件、合計面積は20,226㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で50%、面積で79.3%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。
この2件についていかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました2件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これもちまして、第9回第2農地部会を閉会します。

午後2時33分

上記は、第9回第2農地部会の議事を録したものである。

令和3年9月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____